# 大分県農業近代化資金事務処理要領

大分県における農業近代化資金の融資に係る事務の取扱いは、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）、大分県農業近代化資金融通措置要綱（平成14年8月1日農経第691号。以下「措置要綱」という。）、大分県農業近代化資金利子補給補助金交付要綱（昭和43年　8月27日農経第2137号。以下「交付要綱」という。）及び大分県農業経営改善関係資金運営要領（平成14年７月１日農経第521号。以下「運営要領」という。）並びに県が融資機関との間に締結する農業近代化資金利子補給契約書によるほか、この要領によるものとする。

第１　借入手続

１　措置要綱第２のⅠの１及びⅡの１に掲げる者の借入手続

措置要綱第２のⅠの１及びⅡの１に掲げる者が借り入れる場合の借入手続については、運営要領第３によるものとする。

ただし、措置要綱第２のⅠの３及びⅡの３に規定する別表１中７のア及びイに掲げる資金を借入れる場合については、次の２の規定によるものとする。

２　措置要綱第２のⅢの１に掲げる者の借入手続等

措置要綱第２のⅢの１に掲げる者が借り入れる場合の借入手続については、運営要領第３の規定に関わらず、次のとおりとする。ただし、大分県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を要しない場合には、債務保証委託その他債務保証に必要な手続を要しない。

（１）借入希望者は、農業近代化資金借入申込書（第１号様式。以下「借入申込書」という。）及び運営要領に定める債務保証委託申込書等を融資機関に提出する。

（２）融資機関は、内容を審査のうえ、第２の２に規定する利子補給承認申請手続を借入申込書の写しを添付のうえ行うとともに、債務保証委託申込書等に意見を附し基金協会へ送付する。

（３）基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき審査のうえ保証を承諾することを決定したときは、当該融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、当該融資機関を通じて借入申込者にその旨通知する。

また、基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとするときに提出する債務保証委託証書を受理したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

（４）融資機関は第３の２の県の利子補給の承認及び前（３）の基金協会の保証の決定に基づき貸付の承諾の決定を行う。

第２　利子補給承認申請手続

１　一般資金の利子補給承認申請手続

次項２に定める特定資金以外の資金（以下「一般資金」という。）の融資を行おうとする融資機関は、原則電子申請（大分県電子申請システムによる申請をいう。以下同じ。）により借入希望者の住所地を所管する振興局長に利子補給承認申請を随時行うこととし、書面により利子補給承認申請を行う場合は、毎月５日までに農業近代化資金利子補給承認申請書（第２号様式。以下「申請書」という。）を借入希望者の住所地を所管する振興局長に提出する。

ただし、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用した、担い手が営農に伴い必要とする小口資金についての無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（以下「クイック融資」という。）による融資案件にあっては、書面により申請を行う場合も、速やかな随時の提出とする。

２　特定資金の利子補給承認申請手続

措置要綱第２のⅢの１に定める者に対する資金（以下「特定資金」という。）の融資を行おうとする融資機関は、原則電子申請により知事に利子補給承認申請を行うこととし、書面により利子補給承認申請を行う場合は、毎月末日までに申請書を知事に提出する。

第３　利子補給の承認

１　振興局長の承認

（１）振興局長は、第２の１により一般資金分の申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、地方審査会の意見を聞き、利子補給の承認又は否認を決定する。

なお、振興局長は、団体借入に係る内容審査に際し、必要と認めた場合には当該団体構成員から負債・未払金等明細書（第５号様式。以下「負債等明細書」という。）を徴することができるものとする。

（２）振興局長は、電子申請による利子補給を承認したときは、農業近代化資金利子補給承認通知書（第７号様式。以下「承認通知書」という。）を融資機関に速やかに送付するとともに、承認通知書の写しに農業近代化資金利子補給対象事業調査表（第３号様式。以下「調査表」という。）、申請書、借入申込希望書及び経営改善資金計画書等（添付資料については大分県農業近代化資金事務処理要領の取扱いによる。以下「取扱い参照」とする。）の写しを添付のうえ、団体指導・金融課長に報告する。

また、書面申請による利子補給を承認したときは、調査表、申請書、借入申込希望書及び経営改善資金計画書等（取扱い参照）の写しを毎月２３日までに団体指導・金融課長に送付する。

ただし、クイック融資による融資案件にあっては、書面により申請を行う場合も、速やかな送付とする。

（３）振興局長は、利子補給を否認したときは、調査表を作成し、これを保管することとし、農業近代化資金利子補給否認通知書（第４号様式。以下「否認通知書」という。）を融資機関に速やかに送付するとともに、否認通知書の写しに調査表を添付のうえ団体指導・金融課長に報告する。

２　知事の承認

（１）知事は、第２の２により特定資金分の申請書等（取扱い参照）を受理したときは内容を審査のうえ、大分県農業制度資金運営協議会設置要領（平成８年４月１日施行）に基づき設置した大分県農業制度資金審査会（以下「本庁審査会」という。）の意見を聞き、電子申請については随時に、書面申請については受理した月の翌月の末日までに利子補給の承認又は否認の決定をする。

なお、知事は、団体借入に係る内容審査に際し、必要と認めた場合には当該団体構成員から負債等明細書を徴することができるものとする。

（２）知事は、利子補給を承認したときは、承認通知書を融資機関に速やかに送付する。

（３）知事は、利子補給を否認したときは、調査表を作成し、これを保管することとし、否認通知書を融資機関に速やかに送付する。

３　承認にあたっての留意点

利子補給承認審査にあたっては、次の点に留意するものとする。

（１）事前着工

借入申込みに係る施設の改良、造成又は取得は、利子補給承認日以後に行うこととし、承認日前の着工（機械、器具等の取得も含める。）は、原則として認めないこととする。

ただし、以下の場合についてはこの限りでない。

ア　知事が別に指定する災害または経済変動に伴い必要な事業である場合。

なお、利子補給承認前着工届の様式及び提出方法については、指定する災害または経済変動に応じて別に知事が定める。

イ　借入申込希望書及び経営改善資金計画書を既に提出しており、次に掲げる場合で、真にやむを得ない場合はあらかじめ一般資金にあっては振興局長に、特定資金にあっては知事に農業近代化資金利子補給承認前着工届（第６号様式）を提出し、振興局長あるいは知事がこれを受理した後着工することができる。

(ｱ)　補助事業について、補助金の交付決定の遅れ等のため、事業効果の減退をきたす恐れが明らかな場合で、事前に事業実施を必要とするものについて、補助事業の指令前着工に係る所定の手続を終了したもの

(ｲ)　作付時期及び収穫時期等の関係で次回の利子補給承認日まで待てない場合

（２）貸付金及び償還金

ア　貸付金は千円単位とし、千円に満たない端数は切り捨てる。

イ　償還金は千円単位とし、貸付額を償還回数で割り切れないときは、その端数を初回償還額に加えて、２回以降は均等額とする。

４　利子補給承認通知書等の送付

（１）団体指導・金融課長は、前１及び２により前月末日までに利子補給が承認されたもののうち基金協会保証のあるものについて、承認通知書の写しを基金協会に毎月15日までに送付する。

（２）団体指導・金融課長は、各振興局長、県信連及び基金協会に農業近代化資金利子補給承認状況一覧表（第８号様式）を必要に応じ送付する。

第４　貸付実行

１　貸付実行

融資機関は、第３の１の（２）及び第３の２の（２）により承認通知書を受理したときは

事業の進捗状況等を確認のうえ利子補給承認月の翌月の末日までの間、借受者の希望する時期に貸付実行をしなければならない。
ただし、借受者のやむを得ない事情により融資機関が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2　貸付実行報告
融資機関は、原則電子申請により貸付実行報告を行うこととし、書面により貸付実行報告を行う場合は農業近代化資金貸付実行報告書（第９－１号様式。以下「実行報告書」という。）に必要事項を記入し、貸付実行日、貸付額、利率、据置期限、償還期限、貸出番号等が記載されている償還年次表の写しとともに貸付実行日の属する月の翌月の７日までに（一般資金にあっては振興局長を経由して）団体指導・金融課長に提出する。

3　借入辞退・貸付未実行
（１）融資機関は、利子補給承認を受けた者が資金の一部の借入れを辞退した場合は実行報告書に必要事項を記入し、資金の全部を辞退した場合又は貸付が未実行である場合は農業近代化資金貸付未実行報告書（第９－２様式）に必要事項を記入し、（一般資金にあっては振興局長を経由して）団体指導・金融課長に提出する。
（２）前（１）の借入辞退者が基金協会の債務保証を受けている場合は、その旨基金協会に報告する。

第５　資金管理
融資機関は、資金の貸付けに係る債権の確認保全等、善良な管理を期するため、次の事項に留意するものとする。
（１）借受者名義の預貯金口座に、貸付金を全額振替えるとともに、自己資金分についても原則として第１回の支払日までには受け入れておくこと。
なお、補助事業の場合にあっては、補助事業用預貯金口座を設ける等、補助事業の事業費管理方法に従うこととする。
（２）支払いは原則として口座振替によるものとし、出来るだけ現金支払いは行わないこと。
（３）別段口座により資金管理を行う場合は、以下のことに留意すること。
ア　借受者から必ず請求書等を提出させ、内容を確認の上、払出すこと。
イ　貸付実行日と別段口座の受入れ日は同一日であること。
ウ　貸付実行後第１回の払出期日まで２９日以内で行うこと。
エ　払出しにあたっては、資金使途の確認を行うとともに払出証拠書類の保管を行うこと。

第６　事業計画の変更
融資機関は県の農業近代化資金の承認後、又は貸付後において、借受者が農業近代化資金借入申込書に記入されている事業計画等で、次の事項に該当する変更を生じた場合には、借受者から農業近代化資金事業計画等変更届(第10号様式)を提出させ保管し置くものとする。
ただし、用途の変更及び利子補給承認貸付金額の増加は認めない。
ア　施設の導入内容の変更
イ　施設の利用方法又は管理方法の変更
ウ　資金計画の変更
エ　団体の定款又は規約等の変更
オ　その他事業計画に著しい変更を及ぼすと認められる事項

第７　利子補給変更手続
1　利子補給変更承認申請手続
（１）災害その他やむを得ない理由により、借入金の償還が著しく困難となった借受者が、当初計画の償還計画の変更を必要とする場合は、農業近代化資金約定償還変更申請書（第11号様式。以下「変更申請書」という。）を融資機関に提出する。
ただし、農業近代化資金の延滞のある者は申請することができない。
（２）融資機関は、内容を審査のうえ、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（第12号様式。以下「変更承認申請書」という。）を作成し、変更申請書の写し及び関係資料の写しを添付して償還期日の３０日前までに、一般資金にあっては借受者の住所地を所管する振興局長、特定資金にあっては知事に提出する。
なお、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）（以下「畜特資金要綱」という）別添１の第３の３の（１）のオにより計画承認を受けた酪農肉用牛・担い手緊急支援資金借入による利子補給変更承認申請は第12-2号様式を使用する。

２　利子補給変更承認手続

（１）振興局長の承認

ア　振興局長は、第７の１の（２）により一般資金にかかる変更承認申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、地方審査会の意見を聞き、利子補給変更の承認または否認を決定する。

イ　振興局長は、利子補給変更を承認したときは、農業近代化資金利子補給変更承認通知書（第13号様式。以下「変更承認通知書」という。）を融資機関に速やかに送付するとともに、変更承認通知書の写しに調査表、変更承認申請書及び関係資料の写しを添付のうえ、団体指導・金融課長に報告する。

ウ　振興局長は、利子補給変更を否認したときは、調査表を作成し、これを保管することとし、農業近代化資金利子補給変更否認通知書（第14号様式。以下「変更否認通知書」という。）を融資機関に速やかに送付するとともに、変更否認通知書の写しに調査表を添付のうえ団体指導・金融課長に報告する。

エ　なお、畜特資金要綱別添１の第３の３の（１）のオにより計画承認を受けた酪農肉用牛・担い手緊急支援資金借入による利子補給変更手続きの場合は、第13-2号、第14-2号を使用する。

（２）知事の承認

ア　知事は、第７の１の（２）により特定資金にかかる変更承認申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、本庁審査会の意見を聞き、利子補給変更の承認または否認を決定する。

イ　知事は、利子補給変更を承認したときは、変更承認通知書を融資機関に速やかに送付する。

ウ　知事は、利子補給変更を否認したときは、調査表を作成し、これを保管することとし、変更否認通知書を融資機関に速やかに送付する。

（３）その他

融資機関は、変更承認通知書を受理したときは、借用証書の条件変更等の事務処理を確実に行わなければならない。

３　利子補給変更承認通知書の送付等

団体指導・金融課長は、前項２により利子補給変更が承認されたもののうち基金協会保証のあるものについて、変更承認通知書の写しを基金協会に送付する。

第８　事業完了

１　事業完了期限

借入申込者は、利子補給承認のあった事業について、貸付実行後一般資金にあっては６か月以内、特定資金にあっては１年以内に事業を完了しなければならない。

ただし、あらかじめ一般資金にあっては振興局長、特定資金にあっては知事の承認を得た場合はこの限りでない。

２　事業完了報告

融資機関は、事業完了日の属する月の翌月の末日までに事業実施状況を確認し、農業近代化資金事業完了報告書（第15号様式。以下「完了報告書」という。）を作成し、一般資金にあっては振興局長、特定資金にあっては知事に提出する。

第９　償還

１　約定償還

（１）約定償還は元金均等償還とし、年償還回数は１回、２回、３回、４回、６回、１２回とする。

（２）償還日は毎月１０日とする。

償還月は、年１回償還の場合は任意の月を選択し、年複数回償還の場合は償還月が等間隔となる任意の月を選択する。

２　特例償還

（１）融資機関は、貸付実行後、事業費縮小等の理由により貸付金が融資限度額を超過することとなったときは、その額について、すみやかに繰上償還を行うものとする。

（２）農業近代化資金により実施した事業につき国又は地方公共団体等から補助金等の交付を受けたとき、又は、借受者から自主的に繰上償還の申し出があったときは、その額について、すみやかに繰上償還を行うものとする。

（３）国又は県等が行う調査又は検査等の結果、一部又は全部について利子補給承認の取消しを受けたときは、その部分について指定期日までに繰上償還を行うものとする。

３　特例償還及び延滞状況報告

（１）融資機関は、前項２の繰上償還があったとき、約定償還に延滞を生じたとき及び延滞額の償還があったときは、「特例償還状況及び延滞状況報告書」（第16号様式。以下「特例報告書」という。）を作成し、関係書類の写しを添付し、発生後速やかに、（一般資金にあっては振興局長を経由して）団体指導・金融課長に提出する。

（２）融資機関は、期限の利益喪失により最終償還期限に到達したときは、「特例報告書」に関係書類の写しを添付し、発生後速やかに団体指導・金融課長に提出する。

附　則

この要領は、平成１４年８月１日から施行する。

附　則

１　改正後の要領は、平成１５年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成１６年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成１６年８月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成１７年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成１７年９月９日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成１８年８月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成１９年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成１９年５月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成２６年１１月４日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、令和元年１２月２日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、令和２年３月３１日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、令和３年３月１１日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、令和５年６月１３日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、令和６年５月１５日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、令和７年１１月２５日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附　則

１　改正後の要領は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

第１号様式

<table>
<tr><td colspan="5">農　業　近　代　化　資　金　借　入　申　込　書</td></tr>
<tr><td colspan="5">年　　月　　日<br><br>御中　　住所<br>氏名<br><br>下記のとおり農業近代化資金を借り入れたいので、申し込みます。</td></tr>
<tr><td>借入申込金額</td><td colspan="2"></td><td>最終償還期限</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>借入金の使途</td><td colspan="2"></td><td>元金の償還<br>方法・時期</td><td></td></tr>
<tr><td>借り受けよう<br>とする時期</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>利息の支払<br>方法・時期</td><td></td></tr>
<tr><td>保証又は担保</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事　業　・　資　金　計　画　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事　業　内　容</td><td>事　業　種　類</td><td colspan="2">規　　模</td><td>事　業　費</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">資　金　計　画</td><td rowspan="2">所　要　資　金</td><td colspan="4">資　　金　　調　　達</td></tr>
<tr><td>農業近代<br>化資金</td><td>その他<br>借入金</td><td>補助金</td><td>自己資金</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特　記　事　項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="5">団　　体　　の　　概　　要</td></tr>
<tr><td colspan="2">団体の名称</td><td></td><td>設立の根拠法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事業所の<br>所在地</td><td></td><td>構成員数</td><td></td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設立時期</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">役員または代表者名</td><td>役　職　名</td><td>氏　　名</td><td>住　　所</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資　産　の　概　要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">参　考　事　項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（添付書類）

（１）　定款、規約またはこれに準ずるもの。

（２）　最近年度の業務報告書またはこれに準ずるもの。

（３）　最近時の試算表またはこれに準ずるもの。

（４）　収支及び償還計画書

（５）　その他の事業ごとに必要とする書面（例えば農業倉庫においては、販売事業および倉庫事業の年間収支の実績および収支予想、設計書、建築許可書など）

第2号様式

# 農業近代化資金　利子補給承認申請書

第　　号

年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 資金振分け | |
| 承認区分 | |
| 地方 | |
| 融資機関 | |
| 機関区分 | |
| 希望承認年度 | |
| 希望承認月 | |

大分県知事 殿

上記資金について、次のとおり申請します。

融資機関名

代表者名

| 記入者氏名 | |
|---|---|

| 承認番号 | 市町村 | 支店 | 組合員番号 | 借入者氏名<br>フリガナ<br>漢字 | 施設 | 資金使途 | 資金種類 | セット |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |

| 作目 | 農家類型 | 経営類型 | 頭羽数 | 事業費 | 承認額 | 貸付予定年月日 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | 千円 | | |

| 約定償還 | | | | 約定償還額 | | 県利子補給率 | 原資 | 補助金 | 債務保証 | 貸付対象 | 認定就農 | 認定特例 | 承否区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開始年 | 完了年 | 年回数 | 約定月 | 第1回<br>千円 | 第2回以降<br>千円 | %<br>% | | | | | | | |
| | | | | 千円 | 千円 | % | | | | | | | |

第３号様式

# 農業近代化資金利子補給対象事業調査表

<table>
<tr><td>融資機関名</td><td colspan="2"></td><td>担当者</td></tr>
<tr><td>借　入　者</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>資 金 使 途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">振興局検討欄</td></tr>
<tr><td>調査項目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>① 書 類 の 整 備 状 況</td><td>可<br>否</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>② 借 入 者 の 資 格 要 件</td><td>可<br>否</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>③ 資 金 使 途 及 び<br>融　資　条　件</td><td>可<br>否</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>④ 資 金 計 画 及 び<br>経 営 収 支 の 状 況</td><td>可<br>否</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑤　公　害　対　策<br>（農業用廃ﾌﾟﾗ、畜産ふん尿等）</td><td>可<br>否</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>地方審査会の審議結果</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>総　合　判　定</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第4号様式

# 農業近代化資金　利子補給否認通知書

第　　号

年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 資金振分け | |
| 承認区分 | |
| 振興局 | |
| 融資機関 | |
| 希望承認年度 | |
| 希望承認月 | |
| 市町村 | |

殿

大分県　　長

上記資金について、次のとおり否認したので通知します。

市町村名：

| 承認番号 | 支店 | 組合員番号 | 氏名 | 施設別 | 使途別 | 資金種類 | セット |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

| 作目別 | 農家類型 | 経営類型 | 頭羽数 | 事業費 | 承認額 | 約定償還 | | | | 約定償還額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 開始年 | 完了年 | 年回数 | 約定月 | 第1回 千円 | 第2回以降 千円 |
| | | | | 千円 | 千円 | | | | | 千円 | 千円 |

| 利子補給率 | | 貸付対象 | 原資 | 補助金 | 債務保証 | 貸付予定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 県 % | 市町村 % | | | | | |
| % | % | | | | | |

否認理由

第５号様式

# 負債・未払金等明細書

大分県知事　殿

団体名
構成員住所
構成員氏名

| | 資　金　名 | 当初借入額 | 現 在 残 高 | 利　率 | 貸 付 実 行<br>年　月　日 | 満　期　日 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 改良資金 | | | | | | | |
| 農林公庫資金 | | | | | | | |
| 近代化資金 | | | | | | | |
| 制度の資金他 | | | | | | | |
| その他資金 | | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | |

（借入毎に記入すること。購買貸越、未払金については、その他資金に記入すること。共有等の借入については、共有割合で除して記入すること。）

第６号様式

# 農業近代化資金利子補給承認前着工届

年　　月　　日

大分県知事　　殿

借入者　住　所
氏　名

年　　月　　日借入申込に係る農業近代化資金について、利子補給承認前に着工したいのでお届けします。

なお、県における審査の結果、利子補給不承認となってもいっさい異議は申立てません。

記

１　資金種類
２　事業内容

３　事業費
４　借入希望額
５　着工予定年月日
６　竣工予定年月日
７　事前着工を必要とする理由
８　融資機関の意見

年　　月　　日
（融資機関名）
（代表者名）

（注）１　補助事業に係るものについては、補助金の額、補助事業計画承認申請日及び指令前着工届受理日を記入すること。
２　「８　融資機関の意見」欄は融資機関において記入すること。
３　知事受理日以後に事業着手すること。

第7号様式

# 農業近代化資金　利子補給承認通知書

第　　号

年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 資金振分け | |
| 承認区分 | |
| 振興局 | |
| 融資機関 | |
| 希望承認年度 | |
| 希望承認月 | |
| 市町村 | |

殿

大分県　　長

上記資金について、次のとおり承認したので通知します。

市町村名：

| 承認番号 | 支店 | 組合員番号 | 氏名 | 施設別 | 使途別 | 資金種類 | セット |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

| 作目別 | 農家類型 | 経営類型 | 頭羽数 | 事業費 | 承認額 | 約定償還 | | | | 約定償還額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 開始年 | 完了年 | 年回数 | 約定月 | 第1回 千円 | 第2回以降 千円 |
| | | | | 千円 | 千円 | | | | | 千円 | 千円 |

| 利子補給率 | | 貸付対象 | 原資 | 補助金 | 債務保証 | 貸付予定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 県 % | 市町村 % | | | | | |
| % | % | | | | | |

第８号様式の１

# 承　認　状　況　一　覧　表（　　年　　月　　日現在）

資金名：　**農業近代化資金**

**第 1 表**　地方別（一般）

（単位：千円）

| 号別 ＼ 振興局 | | 東部振興局 | 中部振興局 | 南部振興局 | 豊肥振興局 | 西部振興局 | 北部振興局 | | | | 小　計 | 本　庁 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ＜１号＞<br>建・構築物<br>農機具等 | 建・構築物等 | | | | | | | | | | | | |
| | 農機具等 | | | | | | | | | | | | |
| ＜２号＞<br>果樹の植栽等 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜３号＞<br>家畜の購入等 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜４号＞<br>小土地改良 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜５号＞<br>長期運転資金等 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜６号＞<br>農村の環境整備 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜７号＞<br>農林水産大臣の指定するもの | | | | | | | | | | | | | |
| ＜８号＞<br>知事特認 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 合　　計（A） | | | | | | | | | | | | | |

（注）上段は件数、下段は承認（貸付）額である。

第８号様式の２

# 承　認　状　況　一　覧　表　（　　年　　月　　日現在）

資金名：　**農業近代化資金**

**第 ２ 表**　施設・使途別　（　　）

（単位：千円）

| 施設・使途 ＼ 号別 | | 個人・協業 | | | | 共同利用 | | | | 合計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一　般 | | 計（ア） | ア／A | 一　般 | | 計（イ） | イ／A | 一　般 | | 計（ウ） | ウ／A |
| ＜１号＞<br>建・構築物<br>農機具等 | 建・構築物等 | | | | | | | | | | | | |
| | 農機具等 | | | | | | | | | | | | |
| ＜２号＞<br>果樹の植栽等 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜３号＞<br>家畜の購入等 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜４号＞<br>小土地改良 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜５号＞<br>長期運転資金等 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜６号＞<br>農村の環境整備 | | | | | | | | | | | | | |
| ＜７号＞<br>農林水産大臣の指定するもの | | | | | | | | | | | | | |
| ＜８号＞<br>知事特認 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 合　　計　（A） | | | | | | | | | | | | | |

（注）上段は件数、中段は事業費、下段は承認（貸付）額である。

第８号様式の３

# 承　認　状　況　一　覧　表（　　年　　月　　日現在）

資金名：　**農業近代化資金**

**第 3 表**　融資機関別

（単位：千円）

| | | 単 | | | | | | 協 | | | | 県　信　連 | | 農林中金 | | 銀行・信金 | | 合計（B） | Bのうち債務保証にかかるもの |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 総合（ア） | ア／B | 県酪（イ） | イ／B | 椎茸（ウ） | ウ／B | 開拓（エ） | エ／B | 計（オ） | オ／B | （カ） | カ／B | （キ） | キ／B | （ク） | ク／B | | |
| ＜１号＞建・構築物農機具等 | 建・構築物等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農機具等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ＜２号＞果樹の植栽等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ＜３号＞家畜の購入等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ＜４号＞小土地改良 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ＜５号＞長期運転資金等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ＜６号＞農村の環境整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ＜７号＞農林水産大臣の指定するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ＜８号＞知事特認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合　　計（A） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（注）上段は件数、下段は承認（貸付）額である。

第9－1号様式

# 農業近代化資金　貸付実行報告書

第　　号

大分県知事 殿

年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 資金振分け | |
| 承認区分 | |
| 地方 | |
| 融資機関 | |
| 市町村 | |

上記資金について、次のとおり貸付実行したので報告します。

融資機関名

代表者名

| 承認年度 | 承認月 | 承認番号 | 支店 | 組合員番号 | 借入者氏名<br>フリガナ<br>漢字 | 施設 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| 資金使途 | 資金種類 | 事業費<br>千円 | 融資額<br>千円 | 貸付年月日 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | |

| 約定償還 | | | | 約定償還額 | | 貸出番号 | 県利子<br>補給率<br>% | 貸付対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開始年 | 完了年 | 年回数 | 約定月 | 第1回<br>千円 | 第2回以降<br>千円 | | | | |
| | | | 月 | 千円 | 千円 | | % | | |

第9－2号様式

# 農業近代化資金貸付　未実行報告書

第　　号

大分県知事 殿　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 資金振分け | |
| 承認区分 | |
| 地方 | |
| 融資機関 | |
| 市町村 | |

上記資金について、次のとおり報告します。

融資機関名

代表者名

| 承認年度 | 承認月 | 承認番号 | 支店 | 組合員番号 | 借入者氏名<br>フリガナ<br>漢字 | 施設 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| 資金使途 | 資金種類 | 事業費<br>千円 | 融資額<br>千円 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 0<br>千円 | |

第１０号様式

# 農業近代化資金事業計画等変更届

年　　月　　日

融資機関　　殿

借入者住所
氏名又は名称

　　年　　月　　日貴から借用した農業近代化資金について、すでに提出済みの農業近代化資金借入申込書の事業計画中（又は添付書類としての定款又は規約等）下記のとおり変更したのでお届けします。

記

| | （必　　要　　事　　項） |
|---|---|
| 変更前 | |
| 変更後 | |

（注）必要な添付書類を附すること。

第11号様式

# 農業近代化資金約定償還変更申請書

年　　月　　日

（融資機関）

殿

借受者住（居）所
氏名（団体名）
代表者

年　　月　　日に貴　　から借用した農業近代化資金の約定償還額を下記のとおり変更したいので申請します。

記

<table>
<tr><td>※利子補給承認年月</td><td colspan="2">年　　月</td><td>※利子補給承認番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">当初約定償還額と<br>変更後約定償還額</td><td></td><td>第1回</td><td>第2回以降</td><td rowspan="2">近代化を原資とする県単資金の有無</td></tr>
<tr><td>当初</td><td>千円</td><td>千円</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td>千円</td><td>千円</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>◎借入額<br>千円<br>◎約定償還期間<br>年～　　年</td><td colspan="3">★　　年　月　日現在の約定融資残高<br>千円<br>★変更後の償還期間　　年～　　年</td><td>県単資金名<br>資金</td></tr>
<tr><td>団体の概要</td><td>構成員名</td><td>被害認定書の有無</td><td>構成員名</td><td>被害認定書の有無</td></tr>
<tr><td rowspan="10">・申請者が団体の場合、記入してください。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注意事項）　・市町村長が証明する被害認定書の写しを添付してください。
・農業近代化資金を原資とする県単資金についても条件緩和を申請する場合は、該当欄に資金名を記入してください。
・※は、融資機関で記入してください。

第12号様式

# 農業近代化資金　利子補給変更承認申請書

第　　号

年　　月　　日

大分県知事 殿

融資機関名

代表者名

農業近代化資金約定償還変更に伴う利子補給変更を下記のとおり申請します。

| 承認年度 | 承認番号 | 市町村 | 借受者氏名<br>(組合員番号) | 当初借入額 | 約定残高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | 千円 |

| 約定償還期間 | | 約定償還額 | | 償還回数 | 約定月 | 利子補給率 | 延滞有無 | 備考(県単資金名) | 承否区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開始年 | 終了年 | 第1回 | 第2回以降 | | | | | | |
| | | 千円 | 千円 | | 月 | % | | | |
| | | 千円 | 千円 | | 月 | % | | | |

※下段に変更前、上段に変更後を記入。

※延滞有無の欄は、貸付金すべてについて、その有無を記入すること。

※変更前、変更後の償還計画を比較できる表を添付すること。(参考様式1)

第12－2号様式

# 農 業 近 代 化 資 金　利 子 補 給 変 更 承 認 申 請 書

第　　号

年　　月　　日

大分県知事 殿

融資機関名

代表者名

農業近代化資金約定償還変更に伴う利子補給変更を下記のとおり申請します。

| 承認年度 | 承認番号 | 市町村 | 借受者氏名<br>（組合員番号） | 当初借入額 | 約定残高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | 千円 |

| 約定償還期間 | | 約定償還額 | | 償還回数 | 約定月 | 利子補給率 | 延滞有無 | 備考（県単資金名） | 承否区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開始年 | 終了年 | 第　　回 | 第　　回以降 | | | | | | |
| | | 千円 | 千円 | | 月 | % | | | |
| | | 第　1　回 | 第２回以降 | | | | | | |
| | | 千円 | 千円 | | 月 | % | | | |

※下段に変更前、上段に変更後を記入。

※延滞有無の欄は、貸付金すべてについて、その有無を記入すること。

※変更前、変更後の償還計画を比較できる表を添付すること。（参考様式1）

| 中間据置 | |
|---|---|
| 据置開始年 | 据置終了年 |
| | |

第13，14号様式

# 農業近代化資金利子補給変更承（否）認通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

大分県　　長

農業近代化資金約定償還変更に伴う利子補給変更を下記のとおり承（否）認したので、通知します。

| 承認年度 | 承認番号 | 市町村 | 借受者氏名<br>（組合員番号） | 当初借受金 | 約定残高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | 千円 |

| 約定償還期間 | | 約定償還額 | | 償還回数 | 約定月 | 利子補給率 | 備考（県単資金名） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開始年 | 終了年 | 第1回 | 第2回以降 | | | | |
| | | 千円 | 千円 | | 月 | % | |
| | | 千円 | 千円 | | 月 | % | |

※下段に変更前、上段に変更後を記入。
　否認理由

第13－2，14－2号様式

# 農業近代化資金利子補給変更承(否)認通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

大分県　　長

農業近代化資金約定償還変更に伴う利子補給変更を下記のとおり承(否)認したので、通知します。

| 承認年度 | 承認番号 | 市町村 | 借受者氏名<br>(組合員番号) | 当初借受金 | 約定残高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 千円 | 千円 |

| 約定償還期間 | | 約定償還額 | | 償還回数 | 約定月 | 利子補給率 | 備考(県単資金名) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開始年 | 終了年 | 第　回 | 第　回以降 | | | | |
| | | 千円 | 千円 | | 月 | % | |
| | | 第1回 | 第2回以降 | | | | |
| | | 千円 | 千円 | | 月 | % | |

※下段に変更前、上段に変更後を記入。

| 中間据置 | |
|---|---|
| 据置開始年 | 据置終了年 |
| | |

否認理由

第15号様式

# 農業近代化資金事業完了報告書

年　　月　　日

大分県知事 殿

融資機関

代表者

さきに貴県の農業近代化資金の利子補給承認のあった事業が完了したので報告します。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 担当者 | |
| 借受者 | | | | 融資機関 | | | |
| 承認年月日 | | | | 貸付実行年月日 | | | |
| 着工年月日 | | | | 完了年月日 | | | |
| 事前着工届出年月日 | | | | 事前着工受理年月日 | | | |
| 資金の種類 | | | | 施設別 | 個人　協業　共同 | | |
| 補助事業名 | | | | 使途別 | 一般　地域総合 | | |
| 承認額 | 事業費合計　A | | 千円 | 実績額 | 事業費合計　B | | 千円 |
| | 内訳 近代化資金 | | | | 内訳 近代化資金 | | |
| | 内訳 補助金 | | | | 内訳 補助金 | | |
| | 内訳 その他 | | | | 内訳 その他 | | |
| A－B | | | 千円 | A＞Bの場合の繰上償還年月日 | | | |

| 資金使途 | 支払年月日 | 金額（千円） | 支払目的 | 相手方 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

添付書類

○　領収書・請求書・納品書・契約書・預貯金口座の写し
○　写真（着工前・工事中・竣工）
○　不動産取得の場合は登記済証の写し

※　資金使途欄が不足する場合は、別紙とすること。

第16号様式

# 特 例 償 還 状 況 及 び 延 滞 状 況 報 告 書

大分県知事　殿

融資機関:
市町村:

| データ区分 | 財政資金 | 融資機関 | 承認年度 | 承認番号 | 組合員番号 | 決定番号(13桁) / 貸出番号(10桁) | 特例償還(第1回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第2回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第3回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第4回) 年 月 日 | 金額 (円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 延滞分償還額 (円) | 当期発生延滞額 (円) | 償還月 |
|---|---|---|
| | | |

| 資金名 | 市町村 | 氏名 | 台帳頁 | 報告内容 | 繰上後残高(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業近代化資金 | | | | 全繰・一部繰・延滞発生・延滞解消 | |

| データ区分 | 財政資金 | 融資機関 | 承認年度 | 承認番号 | 組合員番号 | 決定番号(13桁) / 貸出番号(10桁) | 特例償還(第1回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第2回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第3回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第4回) 年 月 日 | 金額 (円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 延滞分償還額 (円) | 当期発生延滞額 (円) | 償還月 |
|---|---|---|
| | | |

| 資金名 | 市町村 | 氏名 | 台帳頁 | 報告内容 | 繰上後残高(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業近代化資金 | | | | 全繰・一部繰・延滞発生・延滞解消 | |

| データ区分 | 財政資金 | 融資機関 | 承認年度 | 承認番号 | 組合員番号 | 決定番号(13桁) / 貸出番号(10桁) | 特例償還(第1回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第2回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第3回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第4回) 年 月 日 | 金額 (円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 延滞分償還額 (円) | 当期発生延滞額 (円) | 償還月 |
|---|---|---|
| | | |

| 資金名 | 市町村 | 氏名 | 台帳頁 | 報告内容 | 繰上後残高(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業近代化資金 | | | | 全繰・一部繰・延滞発生・延滞解消 | |

| データ区分 | 財政資金 | 融資機関 | 承認年度 | 承認番号 | 組合員番号 | 決定番号(13桁) / 貸出番号(10桁) | 特例償還(第1回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第2回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第3回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第4回) 年 月 日 | 金額 (円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 延滞分償還額 (円) | 当期発生延滞額 (円) | 償還月 |
|---|---|---|
| | | |

| 資金名 | 市町村 | 氏名 | 台帳頁 | 報告内容 | 繰上後残高(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業近代化資金 | | | | 全繰・一部繰・延滞発生・延滞解消 | |

| データ区分 | 財政資金 | 融資機関 | 承認年度 | 承認番号 | 組合員番号 | 決定番号(13桁) / 貸出番号(10桁) | 特例償還(第1回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第2回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第3回) 年 月 日 | 金額 (円) | 特例償還(第4回) 年 月 日 | 金額 (円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 延滞分償還額 (円) | 当期発生延滞額 (円) | 償還月 |
|---|---|---|
| | | |

| 資金名 | 市町村 | 氏名 | 台帳頁 | 報告内容 | 繰上後残高(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業近代化資金 | | | | 全繰・一部繰・延滞発生・延滞解消 | |

参考様式１

# 特例償還相違表

| | |
|---|---|
| 承認年度 | |
| 承認番号 | |
| 借入者氏名 | |
| 借入額 | 千円 |

（単位：千円）

| 当初計画 | | | | 変更後 | | | 差額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 償還日 | 償還額 | 残高 | 据置・繰上等 | 償還日 | 償還額 | 残高 | | |
| | | | 一行目は貸付日 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | |

別添

【参考様式（2026年10月版）】

# 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等に対する農業近代化資金の借入れに関する証明書（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金関係）

年　　月　　日

〇〇市区町村長　殿
（又は　〇〇市区町村　御中）

申請者　住　所
氏　名　　（押印省略可）
（申請者は、借入申込みを行う方と同じ名義になります。）

私が、下記表中のいずれかに該当する者であることを証明願います。

---

年　　月　　日

上記の申請者が、現在、下記に該当する者であることを証明します。

記

| 貸付対象者の要件 | | 該当項目 |
|---|---|---|
| 1 | 目標地図に位置付けられた者<br>【農業経営基盤強化促進法 第19条第１項及び第３項参照】 | |
| 2 | １年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者<br>【農業経営基盤強化促進法第19条第１項及び第３項参照】<br>**※次葉の注３に留意の上、証明すること。** | |

市区町村名
役 職 名
氏　　名　　（押印省略可）
※「地域計画（目標地図）」の策定に関与しているしかるべき者
（役職等の指定はなし）

※注１：申請者は借入申込みを行う方と同じ名義にしてください。申請者（借入希望者）が複数名の場合、本証明書は、申請者の全部が表中の要件に該当することを証明するものとなります。

※注２：「目標地図に位置付けられた者」とは、農業経営基盤強化促進法第19条第１項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第３項の地図をいいます。）に位置付けられた者を指します。

※注３：表の２について、「１年以内に目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市区町村から受けた者」を指します。ただし、当該者が、「１年以内に目標地図に位置付けられることが確実であることについて市区町村から証明を受けた日」から１年以内に、市区町村から目標地図に位置付けられた者となったことの証明を受けなかった場合には、借入金の繰上償還等が必要となることに十分留意し、市区町村は、

① 当該者が目標地図に位置付けられた後、申請があり次第速やかに本証明書の１の該当項目欄に〇を付したものを再交付する

② １年以内に目標地図に位置付けられることが不確実である者に対して本証明書を発行しない

ようにしてください。

なお、「「１年以内に目標地図に位置付けられることが確実であることについて市区町村から証明を受けた日」から１年以内」とは、証明を受けた日の１年後の応当日の前日までをいいます。１年後の応答日の前日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日までとします。

※注４：表の１及び２について、以下の地域においては、実質化された人・農地プラン等（「実質化された人・農地プラン」とみなした既存の人・農地プラン、一定の要件を満たし「実質化された・人農地プラン」として取り扱う人・農地プラン以外の同種取り決め等を含みます。）に位置付けられた中心経営体も含みます。

① 福島県原子力被災12市町村（福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村）

② 令和６年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町）

※注５：実質化された人・農地プランのいずれに該当するかの判断については、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。）によりご確認ください。

別添

【参考様式（2026年10月版）】

# 目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書
# （スーパーＬ資金・農業近代化資金関係）

年　　月　　日

○○市町村長　殿
（又は　○○市町村　御中）

申請者　住　所
氏　名　　（押印省略可）

私が、下記表中のいずれかに該当する者であることを証明願います。

---

年　　月　　日

上記の申請者が、現在、下記に該当する者であることを証明します。

記

| 金利負担軽減措置の要件 | | 該当項目 |
|---|---|---|
| 1-1 | 目標地図に位置付けられた者<br>【農業経営基盤強化促進法 第19条第１項及び第３項参照】 | |
| 1-2 | 目標地図に位置付けられることが確実である者<br>【農業経営基盤強化促進法第19条第１項及び第３項参照】<br>**※次葉の注３に留意の上、証明すること。** | |
| 2 | 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者<br>【農地中間管理事業の推進に関する法律 第２条第２項及び第４項参照】 | |

市町村名
役 職 名
氏　　名　　（押印省略可）
※「地域計画（目標地図）」「人・農地プラン」の策定に関与しているしかるべき者
（役職等の指定はなし）

※注１：申請者は、借入申込みを行う方と同じ名義にしてください。また、申請者が複数名の場合、本証明書は、申請者の全部が表中の要件に該当することを証明するものとなります。

※注２：「目標地図に位置付けられた者」とは、農業経営基盤強化促進法第19条第１項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第３項の地図をいいます。）に位置付けられた者を指します。

※注３：表の1-2について、目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を指します。ただし、当該者が利子助成の交付決定日から１年以内（本証明書に記載された日付（証明日）が利子助成の交付決定日から１年以内となるよう）に、目標地図に位置付けられた者となったことを公益財団法人農林水産長期金融協会が確認できない場合（申請者から同協会に本証明書の1-1の該当項目欄に〇が記載された証明書が提出されない場合）には、利子助成金の交付が停止されることに十分留意し、市町村は、

① 当該者が目標地図に位置付けられた後、申請があり次第速やかに本証明書の1-1の該当項目欄に〇を付したものを再交付する

② 目標地図に位置付けられることが不確実である者に対して本証明書を発行しない

ようにしてください。

※注４：表の１について、以下の地域においては、実質化された人・農地プラン等（「実質化された人・農地プラン」とみなした既存の人・農地プラン、一定の要件を満たし「実質化された・人農地プラン」として取り扱う人・農地プラン以外の同種取り決め等を含みます。）に位置付けられた中心経営体も含みます。

① 福島県原子力被災12市町村（福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村）

② 令和６年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町）

※注５：実質化された人・農地プランのいずれに該当するかの判断については、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。）によりご確認ください。

※注６：「農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者」とは、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいいます。）から農用地等（同法第２条第２項に規定する農用地等をいいます。）を借り受けた農業者を指します。